

## 京都大学における研究活動上の不正行為に係る調査結果について

## 1. 調査に至る経緯

正高 信男元教授の学術論文「Anxiolytic effects of repeated cannabidiol treatment in teenagers with social anxiety disorders」(Frontiers in Psychology doi: 10.3389/fpsyg.2019.02466)、著者：正高 信男)について、当該研究内容が未成年に対しCannabidiol (CBD)を投与した実験に関するものであり、当該論文に記載された実験の実施にあたっては「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成30年度以降に開始された研究であれば臨床研究法）」に基づいた審査が必要であったが、霊長類研究所において当該論文にかかる研究の倫理の審査状況に関する調査を行ったところ、霊長類研究所において当該論文にかかる倫理審査を実施した事実がなく、また、正高教授（当時）からも当該論文の研究について適切な倫理審査を受審し、承認された研究計画通りに研究を実施したことを確認できる資料の提出がなかった。このため、令和2年3月18日、ライフサイエンス研究等にかかる倫理の保持、安全の確保等に関する研究規範に違反があったものと判断した。

また、令和2年3月に、「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程（以下、規程という）」第11条第1項、第2項に基づき、本学の「研究活動上の不正行為に関する通報・告発等の受付窓口」に当該学術論文について、記載されたとおりの研究が行われていたか疑義がある旨の通報があった。

## 2. 調査

上記通報を受けて、「京都大学における研究活動上の不正行為に係る調査要項（以下、調査要項という）」第6条第1項に規定する予備調査を経て、調査要項第7条第1項により本調査の実施を決定し、同条第4項に基づき外部委員を含む調査委員会を設置し、研究活動上の不正行為に係る調査を開始した。

## (1) 調査体制

## 1) 部局調査委員会の構成

名 称：京都大学霊長類研究所研究公正調査委員会  
(以下「調査委員会」という。)  
(令和2年6月19日設置) (調査要項第7条第4項に基づく)

委 員：

(学内委員)

高田 昌彦	霊長類研究所・教授〔委員長〕
中村 克樹	霊長類研究所・教授
伊佐 正	医学研究科・教授

(学外委員)

五百部 裕	梶山女学園大学人間関係学部・教授
中村 征樹	大阪大学全学教育推進機構・准教授
重富 貴光	大江橋法律事務所・弁護士
木暮 一啓	琉球大学・理事〔令和2年9月18日より委員〕

## 2) 本部調査委員会の構成

名 称：京都大学研究公正調査委員会（常設）  
（「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」第9条に基づく）

委 員：  
（学内委員）

野田 亮	副学長（研究倫理・安全推進担当）、研究推進部・教授 〔委員長〕〔令和2年9月30日まで委員〕
蓮尾 昌裕	理事補（研究公正担当）〔令和2年10月1日より〕、 工学研究科・教授 〔委員長〕〔令和2年10月1日より委員〕
潮見 佳男	副学長（法務・コンプライアンス担当）、法学研究科・教授
北川 宏	理事補（研究担当）〔令和2年9月30日まで〕、 理学研究科・教授
中山 健夫	医学研究科・教授
浦嶋 真次	研究推進部長
松村 一矢	公正調査監査室長〔令和3年4月1日より委員〕

（学外委員）

中村 孝志	独立行政法人国立病院機構京都医療センター名誉院長
平川 秀幸	大阪大学 C0 デザインセンター教授
原井 大介	きっかわ法律事務所 弁護士
豊田 幸宏	洛友法律事務所 弁護士
上田 良夫	大阪大学大学院工学研究科電気電子情報工学専攻 教授
野田 亮	京都大学名誉教授〔令和3年4月1日より委員〕

### （2）調査期間

令和2年6月24日～令和3年7月19日

### （3）調査対象

当該元教授が責任著者となっている論文のうち、上記論文の他に研究の実態に疑義が認められた5編を加えた計6編を調査対象とした。

### （4）調査方法

調査要項第12条第1項に基づき、元教授の著作物、元教授および元教授が所属していた研究室からの提示データ資料、会計伝票等の関係資料を収集し、検証を行った。（ただし、本調査の開始以降、元教授は規程第6条2項に定める教職員等の責務である調査への協力を行わず、研究資料データ等の資料提示を一切行わなかった。また、元教授は規程第7条1項に定める研究データの保存・開示を行わず、研究室にも調査対象の論文に関連する資料は残されていなかった。）

また、元教授および関係者等に対して、聞き取りや書面（メールを含む）による調査を実施した。

### 3. 調査結果

調査の結果、4編の論文について実験実施の事実自体が認められず、調査要項第14条第5項に基づき、規程第2条第4項第1号に定める「捏造」と認定した。また、このようなことは過失では起こり得ないため、全てを故意であると判断した。

なお、これらの論文について、公的研究費等による研究活動が実施された事実は確認されなかった。

#### (1) 不正を認定した論文及び著者

##### ①不正を認定した論文及び著者

1) Anxiolytic Effects of Repeated Cannabidiol Treatment in Teenagers With Social Anxiety Disorders. *Frontiers in Psychology*. 08 November 2019.

(doi: 10.3389/fpsyg.2019.02466)

著者：正高 信男

発行：令和元年11月8日（「被通報論文」）

2) Neurodiversity and Artistic Performance Characteristic of Children With Autism Spectrum Disorder. *Frontiers in Psychology*. 18 December 2018.

(doi: 10.3389/fpsyg.2018.02594)

著者：正高 信男

発行：平成30年12月18日

3) Neurodiversity, Giftedness, and Aesthetic Perceptual Judgment of Music in Children with Autism. *Frontiers in Psychology*. 22 September 2017.

(doi: 10.3389/fpsyg.2017.01595)

著者：正高 信男

発行：平成29年9月22日

4) Development of reading ability is facilitated by intensive exposure to a digital children's picture book. *Frontiers in Psychology*. 02 May 2014.

(doi: 10.3389/fpsyg.2014.00396)

著者：正高 信男

発行：平成 26 年 5 月 2 日

(2) 認定した不正行為  
捏造

(3) 不正行為に関与したと認定した研究者  
霊長類研究所 元教授 正高 信男 (まさたか のぶお)  
(昭和 29 年 12 月生・66 歳。令和 2 年 3 月 31 日付け定年退職)

(4) 当該論文の共著者の関与について  
不正行為があったと認定した研究に係る論文に共著者はいなかった。

(5) 調査結果の通知  
調査結果の通知は、特定記録郵便で令和 3 年 8 月 30 日に送付し、翌 31 日に到達後、9 月 30 日が調査要項第 16 条第 1 項による不服申立期限であったが、それに対する答えもなかった。

#### 4. 調査結果を踏まえた措置等

##### (1) 論文の撤回勧告

不正が認められた論文については、当該元教授に対して霊長類研究所より撤回の勧告を行う。

##### (2) 処分の検討

不正を行った当該元教授については、本学就業規則に基づき、今後処分を検討する。なお、退職手当については、支払いの差し止めを行っている。

#### 5. 発生要因

本調査開始以来、被通報者がヒアリングに一度も応じることなく、かつ関連資料の提出も一切なかったため、発生要因の徹底究明には限界があるが、共著者が存在する論文では不正行為が認められず、被通報者は誰の目も通さない単著論文において不正を行っており、被通報者本人の倫理観の欠如に起因するところが大きいと考える。

一方で、霊長類研究所では、総合霊長類学を標榜し、多様な学問的視点から霊長類を総合的に研究しており、研究分野も生態学、保全学、形態学、古生物学、認知科学、神経科学、生理学、遺伝学、ゲノム科学、医科学など極めて多岐に渡っている。そのため、各研究室で専門とする研究分野が異なっており、被通報者の不正行為に気付くのが遅れたことも否めないと考える。

## 6. 再発防止策

### (1) 霊長類研究所における再発防止策

- ① 論文の責任著者は、学術誌に掲載が決定した時点で、最終原稿と共に論文に用いた図表の元になった研究(実験)データの電子ファイルを研究公正部局責任者(所長)に提出する。また、研究公正部局責任者から要求された場合には、その他のデータについても提出する。提出のあったデータは研究公正部局責任者が保管し、研究活動上の不正行為に関する通報、告発等があった場合に、確認を行う。
- ② 分野の長または研究代表者は、所属する研究者の研究記録(実験ノートもしくはそれに準ずるもの)を定期的に確認し、適切に研究が進められていることを毎年度末に研究公正部局責任者に報告する。
- ③ 特に単著論文については、著者より最終原稿と共に提出されたデータ等について、研究公正部局責任者がその内容と研究実態について確認を行う。
- ④ 研究公正部局責任者を補佐する副研究公正部局責任者を配置し、上記対策を含め部局での研究公正推進の強化を図る。

### (2) 全学的な再発防止策

- ① 研究データ保存にかかる教職員等及び監督者等の責務や、研究データ保存・管理の必要性・重要性がより伝わるよう、平成 28 年度から作成しているリーフレット「京都大学における研究データ保存について」を改訂し、周知徹底を図る。
- ② 学術研究活動における行動規範の教職員等への浸透を図るため、平成 27 年度から作成しているリーフレット「責任ある学術研究活動のために」を過去の不正事例が分かるよう改訂し、周知徹底を図る。
- ③ 研究者(大学院生を含む)を対象として、研究者の視点にたった研究公正に係る講演の実施を検討する。
- ④ 部局における研究データの保存に責任を負う部局長に対し、必要な講習等を行うことで、研究データの適切な保存に係る体制を強化する。

別紙（参考） 不正を認定した論文一覧

番号	タイトル/ 著者	タイトル（参考和訳）	論文概要	不正認定の概略	不正認定種別
1	Anxiolytic Effects of Repeated Cannabidiol Treatment in Teenagers With Social Anxiety Disorders 08 November 2019.  著者：正高 信男	社会不安障害を有する10代の若者に対するカンナビジオールの継続的な服用がもたらす抗不安効果について	社会不安障害を有する10代後半の若者に対してCBD（カンナビジオール：大麻からの抽出成分。大麻取締法上の「大麻」に該当には該当しない。）の有用性を評価することを目的とした研究で、18～19歳の日本人37名を対象に、CBD 300mgを含むオイルまたはプラセボを4週間にわたり毎日投与する実験を行い、CBDが不安を有意に減少させた結論を得たとする内容。	当該論文に係る研究が行われた事実が認められない。  ※人へのCBDオイルまたはプラセボの投与実験を行った旨の記載はあるが、 <u>実験の実態は確認できず、実際には実験が行われていないもの</u> と判断する。	捏造
2	Neurodiversity and Artistic Performance Characteristic of Children With Autism Spectrum Disorder 18 December 2018.  著者：正高 信男	自閉スペクトラム症児に特徴的な神経多様性と芸術的行動について	保育園に通う5～6歳児のうち自閉スペクトラム症児28名と定型発達児28名を対象に、保育園で共通のイベントを体験した後に園児が描いた絵を比較分析しており、定型発達児が人間以外の物体よりも人間に注目しやすいのに対し、自閉スペクトラム症児は同じ出来事を経験しても人間よりも人間以外の物体に注目しやすいという事実を明らかにし、この結果をもとにニューロダイバーシティ（自閉スペクトラム症などの発達障害が病気や欠陥ではなく、人間の脳の神経伝達経路の多様性とする考え方）について論じる内容。	当該論文に係る研究が行われた事実が認められない。  ※ <u>実験が行われていないもの</u> と判断する。	捏造
3	Neurodiversity, Giftedness, and Aesthetic Perceptual Judgment of Music in Children with Autism. 22 September 2017.  著者：正高 信男	自閉症児における神経多様性と音楽に関する美的判断能力について	4～7歳の自閉スペクトラム症男児19名と定型発達男児28名を対象に、音楽に対する美的判断能力を比較しており、自閉スペクトラム症男児は定型発達男児と比べて不協和音の多い音楽をより好むことを明らかにし、音楽の美的判断能力が高いことを示唆しているとする内容。	当該論文に係る研究が行われた事実が認められない。  ※ <u>実験が行われていないもの</u> と判断する。	捏造
4	Development of reading ability is facilitated by intensive exposure to a digital children's picture book. 02 May 2014.  著者：正高 信男	デジタル絵本に集中的に触れることによる読解能力の向上について	4歳の日本人男児を対象に、デジタル版（電子書籍）絵本と印刷版（紙の本）絵本のどちらかに集中的に触れることが読解力の発達に及ぼす影響を比較した研究で、デジタル絵本に触れる方が同じ絵本の印刷版に触れるよりも子どもたちの読み書き能力の獲得に効果的であったことを示しているとする内容。	当該論文に係る研究が行われた事実が認められない。  ※ <u>実験が行われていないもの</u> と判断する。	捏造